

ふくやま美術館基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

ふくやま美術館は1988年（昭和63年）に広島県東部の広域圏（福山市・府中市・神石高原町）の文化施設として建設され、広域圏内の美術文化の振興を図ってきた。

しかしながら、開館から36年が経過し、設備の老朽化に伴う不具合や収蔵品の増加に伴う収蔵庫不足、展示環境の更新の必要性など、様々な課題に直面している。

また、博物館法の改正や社会情勢の変化により、美術館に求められる役割も増加しており、美術館のあり方や運営方針の見直しも必要となっている。

本業務では、ふくやま美術館の現状や課題を整理し、有識者や関係者の意見を踏まえ、ふくやま美術館が今後めざすべき姿、備えるべき施設の設備や機能などについて「ふくやま美術館基本構想」として取りまとめることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

ふくやま美術館基本構想策定業務

(2) 業務内容等

別紙「ふくやま美術館基本構想策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は12,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社

- 更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 国、県、市町村、独立行政法人等が設置した美術館、博物館等（博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）に関して、過去10年以内に展示整備業務（リニューアルを含む。）の実績があること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電話：084-928-1117

FAX：084-928-1736

E-mail：bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）5月15日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年6月4日（水）まで
質問書受付期間	公告の日から同年5月28日（水）まで
質問書に対する回答	2025年（令和7年）6月2日（月）までに適宜、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年6月4日（水）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025年（令和7年）6月9日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）6月9日（月）から同年6月19日（木）まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）6月24日（火） 午後
プレゼンテーション審査結果の通知	2025年（令和7年）6月27日（金）

(3) 実施要領等の配付期間、配付資料及び配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月15日（木）から同年6月4日（水）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付資料 別表1及び別表2。

ウ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

2025年(令和7年)5月15日(木)から同年5月28日(水)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)により、「6(1)担当課」に電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信後は速やかに、電子メールが到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2025年(令和7年)6月2日(月)までに適宜掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)5月15日(木)から同年6月4日(水)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、必着。)

(2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び提出部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 実績報告書(様式2)

ウ 業務実施体制(様式3)

エ 商業登記簿謄本(写しでも可)

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

カ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式4)を提出す

ること。)

キ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式6）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ 誓約書（様式7）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8. プロポーザル参加資格の確認

7で提出された書類をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を、電子メールで通知するとともに、2025年（令和7年）6月9日（月）付けで書面により通知する。

(2) 参加申込者の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は当該1者について参加資格の確認を行う。

9. 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書を作成すること。

企画提案書（様式9）は、10枚以内、片面印刷とし、文字の大きさは10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記載しないこと。

企画提案書の評価については「10 企画提案書の評価及び評価基準」のとおりとする。

【企画提案書項目】	提案内容
実施方針等	・業務実施に当たっての基本的な考え方や取組のポイント等を記載
実施体制	・業務運営に係る実施体制（担当者・責任者・人員配置・役割分担等）を記載
実施手順	・契約期間を通じた業務のスケジュールを記載

内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、課題の整理手法 ・先進類似施設の事例報告方法 ・めざす姿とコンセプトの検討方法 ・その他独自提案
-----	---

(1) 受付期間

2025年(令和7年)6月9日(月)から同年6月19日(木)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、必着。)

(2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書(様式8) 1部
- イ 企画提案書(様式9) 6部
- ウ 参考見積書(様式10)(様式10-2) 各1部

10. 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを行い、ふくやま美術館基本構想策定業務委託事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が評価する。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・開催場所

開催日時: 2025年(令和7年)6月24日(火)午後(予定)

開催場所: 福山市役所本庁舎(広島県福山市東桜町3番5号)

※詳細については、後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

- (ア) プレゼンテーション 15分程度
- (イ) 評価委員会委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案の傍聴を不可とする。
- (イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象から外すものとする。

エ その他

- (ア) 提案書の提出が多数の場合はプレゼンテーションによる審査に先立ち、全提案の中から優れた提案5件程度を書類審査により選定することとし、その場合は、選定

結果を各提案者に通知する。

※上記の場合は、プレゼンテーションの審査日程を変更する場合がある。

(イ) 選考の結果、評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。

(2) 評価基準・評価項目

別表3「審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価を基に市長が本業務の受注候補者を特定する。

(4) 選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を、電子メールで通知するとともに、2025年(令和7年)6月27日(金)付けで書面により通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は本市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、書面審査にて受注候補者としての適否を審査する。書面審査において合計得点が5割に満たない場合には、不合格とする。

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (9) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (11) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送、E-mailにより提出するものとする。
- (12) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、公告や実施要領等の記載内容に同意したものであるものとする。

別表1 プロポーザル説明資料

No.	書類（様式）名	入手方法
1	ふくやま美術館基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領（本紙）	市ホームページよりダウンロード
2	ふくやま美術館基本構想策定業務委託仕様書	同上
3	（別紙）ふくやま美術館について	同上

別表2 プロポーザル参加等に関する手続様式

No.	書類（様式）名	入手方法	説明
1	様式1 参加申込書	市ホームページよりダウンロード	参加申込時に提出
2	様式2 実績報告書	同上	参加申込時に提出
3	様式3 業務実施体制	同上	参加申込時に提出
4	様式4 申立書	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
5	様式5 使用印鑑届	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
6	様式6 委任状	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
7	様式7 誓約書	同上	参加申込時に提出
8	様式8 ふくやま美術館基本構想策定業務企画提案書	同上	企画提案書提出時に提出
9	様式9 企画提案書	同上	企画提案書提出時に提出
10	様式10 参考見積書	同上	企画提案書提出時に提出
11	様式10-2 内訳金額	同上	企画提案書提出時に提出
12	（別紙）質問書	同上	質問時に提出

別表3 審査項目及び評価内容

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	小計
実施方針等		本業務目的の理解度や業務に対する姿勢はどうか。	／10	／10
実施体制		当該業務の担当者の経験や知識、全体の配置、人数、構成等から適切に業務を実施できる実施体制となっているか。	／10	／10
実施手順		実施スケジュール等から業務の実施手順や業務量の把握について妥当性はどうか。	／10	／10
過去実績		過去10年以内の国又は地方公共団体等における同種の実績は十分か	／10	／10
業務内容等	的確性	次の点について、的確な提案となっているか。	／30	／55
		○現状・課題整理手法 現状・課題整理の手法が業務目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。		
		○先進類似施設の事例報告方法 先進事例の情報収集方法や整理・報告方法が効果的かつ具体的なものとなっているか。		
		○めざす姿とコンセプトの検討方法 基本的な考え方が業務目的に即したものとなっているか。検討方法が具体的で効果的なものとなっているか。		
実現性		提案内容の専門技術や知見、資料等は適切であり、実現性の高い提案となっているか。	／10	
独創性		独創性の高い提案となっているか。	／15	
参考見積		提案内容、業務規模と照らし合わせて妥当性はどうか。	／5	／5
合計				／100